

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （国民健康保険税）	
要望 項目名	国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し	
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ①国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額 ②国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額 ・ 特例措置の内容 ①課税限度額については、「医療保険制度改革骨子」（平成 27 年 1 月 13 日）において、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げることとされたことを踏まえ、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額の見直し並びに令和 8 年度から施行される子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額の設定を行う。 ②国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額について、消費者物価など経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。	
関係条文	地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）（抄） （国民健康保険税の基礎課税額等の限度） 第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、六十六万円とする。 2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、二十六万円とする。 3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十七万円とする。 （国民健康保険税の減額） 第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金額は、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（法第七百三条の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下国民健康保険税について同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この項において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十六万円を乗じて得た金額を加算した金額（次項第三号又は第四号の規定による減額を行う場合には、四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に三十万五千円を乗じて得た金額を加算した金額）とする。 2 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。 一 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額）について行うこと。 二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等	

	割額又は世帯別平等割額に、イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。 イ (略) ロ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に三十万五千元を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イに掲げる世帯を除く。） 十分の五 ハ 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が四十三万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、四十三万円に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に五十六万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯（イ又はロに掲げる世帯を除く。） 十分の二 三・四 (略) 3 (略)
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額を見直す（子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額の設定を含む。）ことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。 (2) 施策の必要性 国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の課税限度額の見直し（子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額の設定を含む。）を行うとともに、国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額について、経済動向等を考慮して見直す必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
		政策の達成目標	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額の見直し並びに子ども・子育て支援納付金課税額の限度額の設定を行うことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年4月1日からの恒久措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額の見直し並びに子ども・子育て支援納付金課税額の限度額の設定を行うことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置の判定基準となる金額の見直し並びに子ども・子育て支援納付金課税額の限度額の設定を行うことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図ることが可能である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		①課税限度額については、「医療保険制度改革骨子」（平成 27 年 1 月 13 日）において、被用者保険の仕組みとのバランスを考慮しつつ、段階的に引き上げることとされた。これを踏まえ、令和 7 年度においては、基礎課税額を 65 万円から 66 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 24 万円から 26 万円に見直す要望を行い、見直しを実施した。 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の基準となる金額の見直しについては、例年、消費者物価など経済動向を踏まえて見直しの必要性を検討している。令和 7 年度においては、2 割軽減の軽減判定の基準を 54.5 万円から 56 万円に、5 割軽減の軽減判定の基準を 29.5 万円から 30.5 万円に見直す要望を行い、見直しを実施した。